

2021年4月13日

JHU 発 002 号

日本航空株式会社

代表取締役社長 赤坂祐二 殿

JAL 被解雇者労働組合

委員長 山口宏弥

再度の団体交渉開催の要求

私共被解雇者 3 名が労働組合を結成し、4 月 5 日付けで貴職に対して団体交渉の開催を要求いたしました。しかし、ご回答の期限とした 4 月 12 日においてもご連絡をいただいております。165 名が解雇されてから 10 年を経過している状況で、このような貴職の対応は、経営責任の放棄と言わざるを得ません。

翻って、貴社が東京都労働委員会を相手取って争った行政訴訟では、2016 年 9 月、最高裁によって「165 名の解雇は憲法 28 条違反（団結権侵害）を伴った解雇であった」と確定しております。また ILO からは解決を求めて 4 度の勧告が出されている争議でもあります。2018 年 4 月には、就任直後の経営協議会で貴職は「できるだけ早期に解決したいと心から思っている」と発言されております。こうした事実経過を無視して、悪戯に争議の解決を引き延ばすことは、被解雇者の人権をも軽視した対応と言えます。

私たちは、長い間機長として運航の最前線で働いてきました。言うまでもなく、安全運航の基盤は現場の労働者と経営との信頼関係にあります。このことは貴社の歴史の教訓でもあるはずですが、添付の資料に示す通り、私たちが貴社に在籍中の歴史は事故の歴史と言っても過言ではありません。

この 10 年間に JAL の解雇争議の状況は全国に広がってきています。現在、JAL の解雇争議は、日本で最大の争議となっています。創業以来、航空機事故で 744 名もの犠牲者を出した日本航空です。貴社の歴史に真摯に向き合い、直ちに当労組の団体交渉の要求に応じて、事態解決に向けて努力されることを切に望むものです。

2021 年 4 月 5 日付け JHU 発 001 号にてお伝えした団体交渉の開催を再度要求致します。つきましては、4 月 19 日までに以下の連絡先にご返答いただきたく重ねて要請致します。

以上

<連絡先>

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1 丁目 3 番

ダイアン麹町ビル 303

JAL 被解雇者労働組合 (JHU) 山崎書記長

TEL : 080-4905-3383

Mail: info@jhu-wing.main.jp

HP: <https://jhu-wing.main.jp/>